

四 銀行の発行済株式の総数の百分の五十を超える数の株式の所有者でなくなつたとき（前号及び次号の場合を除く。）。

五 解散したとき（設立、株式移転、合併（当該合併により銀行の主要株主基準値以上の数の株式の所有者となる会社その他の法人を設立する場合に限る。）又は新設分割を無効とする判決が確定したときを含む。）。

六 その発行済株式の総数の百分の五十を超える数の株式が一の株主により取得又は所有されることとなつたとき。

七 その他内閣府令で定める場合に該当するとき。

第五十三条第三項第一号中「第五十二条の二第一項」を「第五十二条の十七第一項」に改め、同項第三号中「第五十二条の七第一項第七号」を「第五十二条の二十三第一項第七号」に、「第五十二条の十九第一項」を「第五十二条の三十五第一項」に改め、同項第四号中「第五十二条の十九第二項」を「第五十二条の三十五第二項」に、「第五十二条の七第三項」を「第五十二条の二十三第三項」に改め、同項第八号を同項第九号とし、同項第七号の次に次の一号を加える。

八 その発行済株式の総数の百分の五を超える数の株式が一の株主により取得又は所有されることとなつたとき。

第五十三条に次の一項を加える。

4 第二条第十一項の規定は、第一項第七号、第二項第六号及び前項第八号に規定する一の株主が取得し、又は所有することとなつた銀行、銀行主要株主又は銀行持株会社の株式について準用する。

第五十五条第一項中「銀行又は」を「銀行、銀行主要株主（第五十二条の九第一項の認可のうち設立に係るものを受けた者を含む。）又は」に、「第五十二条の二第一項」を「第五十二条の十七第一項」に改め、同条第二項中「前項」を「第一項」に、「第五十二条の二第一項」を「第五十二条の十七第一項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 前項に規定するもののほか、第五十二条の九第一項又は第二項ただし書の認可（以下この項において「主要株主認可」という。）については、当該主要株主認可に係る銀行主要株主が銀行の主要株主基準値以上の数の株式の所有者でなくなつたとき又は当該主要株主認可に係る銀行を子会社とすることについて第五十二条の十七第一項若しくは第三項ただし書若しくは第五十二条の二十三第三項若しくは第四

項ただし書の認可を受けたときは、当該主要株主認可は、効力を失う。

第五十六条第四号中「外国銀行支店に係る」を「外国銀行に対する」に改め、同条第八号中「第五十二条の二第一項又は」を「第五十二条の九第一項若しくは第二項ただし書又は第五十二条の十七第一項若しくは」に改め、同号を同条第九号とし、同条第七号中「第五十二条の十八第三項」を「第五十二条の三十四第四項」に改め、同号を同条第八号とし、同条第六号中「第五十二条の十八第一項」を「第五十二条の三十四第一項」に改め、同号を同条第七号とし、同条第五号中「第五十二条の十八第一項」を「第五十二条の三十四第一項」に、「第五十二条の二第一項」を「第五十二条の十七第一項」に改め、同号を同条第六号とし、同条第四号の次に次の一号を加える。

五 第五十二条の十五第一項の規定により第五十二条の九第一項又は第二項ただし書の認可を取り消したとき。

第五十七条の二第一号中「第五十二条の十八第一項若しくは第三項」を「第五十二条の三十四第一項若しくは第四項」に改める。

第五十七条の三第二号中「第五十二条の二第一項若しくは第三項ただし書又は第五十二条の十九第一

項」を「第五十二条の九第一項若しくは第二項ただし書、第五十二条の十七第一項若しくは第三項ただし書又は第五十二条の三十五第一項」に改め、同条第三号を次のように改める。

三 第二十六条第一項、第二十七条、第五十二条の五、第五十二条の六、第五十二条の九第四項、第五十二条の十三、第五十二条の十四、第五十二条の十五第一項、第五十二条の十七第五項、第五十二条の三十三第一項若しくは第三項又は第五十二条の三十四第一項若しくは第四項の規定による命令（改善計画の提出を求めることを含む。）

第五十七条の三第五号を次のように改める。

五 第五十二条の十五第一項の規定による第五十二条の九第一項若しくは第二項ただし書の認可の取消し又は第五十二条の三十四第一項の規定による第五十二条の十七第一項若しくは第三項ただし書の認可の取消し

第五十七条の四第二項中「において、銀行」の下に「、銀行主要株主」を加える。

第六十一条の二中「次の各号に掲げる」を「次に掲げる」に改め、同条第一号中「第五十二条の二第二項」を「第五十二条の十七第一項」に改め、同条第二号中「第五十二条の二第三項」を「第五十二条の十

七第三項」に改め、同条第三号中「第五十二条の十八第二項」を「第五十二条の十七第五項の規定による命令に違反して銀行を子会社とする持株会社であつたとき又は第五十二条の三十四第二項」に改める。

第六十二条中「第五十二条の十八第一項若しくは第三項」を「第五十二条の三十四第一項若しくは第四項」に改める。

第六十三条中「各号の一」を「各号のいずれか」に改め、同条第一号中「第五十二条の十一」を「第五十二条の二十七」に改め、同条第一号の二中「第五十二条の十二」を「第五十二条の二十八」に改め、同条第一号の三中「第五十二条の十三第一項」を「第五十二条の二十九第一項」に改め、同条第二号中「若しくは第五十二条の十五第一項」を「、第五十二条の七、第五十二条の十一若しくは第五十二条の三十一第一項」に改め、同条第三号中「若しくは第五十二条の十六第一項」を「、第五十二条の八第一項、第五十二条の十二第二項若しくは第五十二条の三十二第一項」に改め、同条第七号中「第五十二条の十八第一項」を「第五十二条の三十四第一項」に改め、同条第八号中「第五十二条の二第一項」を「第五十二条の十七第一項」に改める。

第六十五条中「各号の一」を「各号のいずれか」に改め、「若しくは支配人」の下に「、銀行株式大量

所有者（銀行株式大量所有者が銀行株式大量所有者でなくなつた場合における当該銀行株式大量所有者であつた者を含み、銀行株式大量所有者が法人（第三条の二第一項第一号に掲げる法人でない団体を含む。第十四号を除き、以下この条において同じ。）であるときは、その取締役、監査役、代表者、管理人、支配人、業務を執行する社員又は清算人）、銀行主要株主（銀行主要株主が銀行主要株主でなくなつた場合における当該銀行主要株主であつた者を含み、銀行主要株主が法人であるときは、その取締役、監査役、代表者、管理人、支配人、業務を執行する社員又は清算人）、特定主要株主（特定主要株主が銀行の主要株主基準値以上の数の株式の所有者でなくなつた場合における当該特定主要株主であつた者を含み、特定主要株主が法人であるときは、その取締役、監査役、代表者、管理人、支配人、業務を執行する社員又は清算人）」を加え、同条第一号中「又は第八条」を、「第八条第二項又は第四十七条の二」に改め、同条第二号中「第五十二条の四第一項」を「第五十二条の十九第一項」に改め、同条第三号中「第五十二条の五第一項」を「第五十二条の二十一第一項」に改め、同条第四号中「第十六条」を「第八条第一項、第十条六条」に、「第五十三条第一項若しくは第三項」を「第五十三条第一項から第三項まで」に改め、同条第五号中「第五十二条の七第一項」を「第五十二条の二十三第一項」に、「第五十二条の八第一項」を「第

五十二条の二十四第一項」に改め、同条第七号中「第五十二条の八第一項」を「第五十二条の二十四第一項」に改め、同条第八号中「第五十二条の八第三項」を「第五十二条の二十四第三項」に改め、同条第十号中「若しくは第五十二条の十七第一項の」を「第五十二条の十四第一項若しくは第五十二条の三十三第一項の」に、「若しくは第五十二条の十七第一項若しくは第三項」を「第五十二条の十三、第五十二条の十四、第五十二条の十五第一項若しくは第五十二条の三十三第一項若しくは第三項」に改め、同条第十二号を削り、同条第十三号中「第四十八条第二項」を「第四十八条」に改め、同号を同条第十二号とし、同号の次に次の一号を加える。

十三 第五十二条の二第一項、第五十二条の三第一項、第三項若しくは第四項、第五十二条の四第一項若しくは第二項、第五十二条の五、第五十二条の六、第五十二条の九第三項若しくは第五十二条の十第七第二項若しくは第四項の規定による提出若しくは届出をせず、又は虚偽の提出若しくは届出をしたとき。

第六十五条第十四号を次のように改める。

十四 第五十二条の九第一項の規定による内閣総理大臣の認可を受けないで、同項各号に掲げる取引若

しくは行為により銀行の主要株主基準値以上の数の株式の所有者になつたとき又は銀行の主要株主基準値以上の数の株式の所有者である会社その他の法人を設立したとき。

第六十五条第十六号中「第八条」を「第八条第二項」に、「第五十二条の七第三項」を「第四十七条の二、第五十二条の九第一項若しくは第二項ただし書、第五十二条の二十三第三項」に、「第五十二条の十九第一項」を「第五十二条の三十五第一項」に改め、同号を同条第十八号とし、同条第十五号中「第五十二条の七第三項」を「第五十二条の二十三第三項」に改め、同号を同条第十七号とし、同条第十四号の次に次の二号を加える。

十五 第五十二条の九第二項の規定に違反して同項に規定する猶予期限日を超えて銀行の主要株主基準値以上の数の株式の所有者であつたとき。

十六 第五十二条の九第四項の規定による命令に違反して銀行の主要株主基準値以上の数の株式の所有者であつたとき又は第五十二条の十五第二項の規定に違反して同項に規定する内閣総理大臣が指定する期間を超えて銀行の主要株主基準値以上の数の株式の所有者であつたとき。

附則第五条を次のように改める。

第五条 削除

(長期信用銀行法の一部改正)

第二条 長期信用銀行法(昭和二十七年法律第百八十七号)の一部を次のように改正する。

第十三条の二第一項第八号を次のように改める。

八 次に掲げる業務を専ら営む会社(イに掲げる業務を営む会社にあつては主として当該長期信用銀行又はその子会社の営む業務のためにその業務を営んでいる会社に限るものとし、ロに掲げる業務を営む会社にあつては、その会社が証券専門関連業務を営む会社(保険専門関連業務を営むものを除く。)である場合には、当該会社の株式(議決権のあるものに限る。以下同じ。)又は持分(以下「株式等」という。)を当該長期信用銀行の証券子会社等が合算して、当該長期信用銀行又はその子会社(証券子会社等を除く。)が合算して所有する当該会社の株式等の数又は額を超えて所有しているものに、その会社が保険専門関連業務を営む会社(証券専門関連業務を営むものを除く。)である場合には、当該会社の株式等を当該長期信用銀行の保険子会社等が合算して、当該長期信用銀行又はその子会社(保険子会社等を除く。)が合算して所有する当該会社の株式等の数又は額を超えて所有

しているものに、その会社が証券専門関連業務及び保険専門関連業務のいずれをも営む会社である場合には、当該会社の株式等を当該長期信用銀行の証券子会社等が合算して、当該長期信用銀行又はその子会社（証券子会社等及び保険子会社等を除く。）が合算して所有する当該会社の株式等の数又は額を超えて所有し、かつ、当該長期信用銀行の保険子会社等が合算して、当該長期信用銀行又はその子会社（証券子会社等及び保険子会社等を除く。）が合算して所有する当該会社の株式等の数又は額を超えて所有しているものに、それぞれ限るものとする。）

イ 従属業務

ロ 金融関連業務

第十三条の二第一項第九号を削り、同項第十号中「基準株式数等」を「第十七条において準用する銀行法第十六条の三第一項（銀行等による株式の取得等の制限）に規定する基準株式数等」に改め、同号を同項第九号とし、同項第十一号を同項第十号とし、同条第二項中「に限る」の下に「。第十六条の二第一項において同じ」を加え、同条第四項第五号ロ及び第六号ロ中「第一項第十一号」を「第一項第十号」に改め、同条第六項中「から第九号まで又は第十一号」を「から第八号まで又は第十号」に改め、「主として

当該長期信用銀行の営む業務のために」を削り、「第九項」を「以下この項及び第九項」に、「を営んでいる会社」を「又は銀行業に付随し、若しくは関連する業務として内閣府令で定めるものを専ら営む会社（従属業務を営む会社にあつては、主として当該長期信用銀行の営む業務のためにその業務を営んでいる会社に限る。）」に改め、同条第九項中「、長期信用銀行の一の子会社」を削る。

第十六条の二第三項中「この項」の下に「及び第五項」を加え、同条に次の一項を加える。

5 内閣総理大臣は、第一項の認可を受けずに同項各号に掲げる取引若しくは行為により長期信用銀行を子会社とする持株会社になつた会社若しくは長期信用銀行を子会社とする持株会社として設立された会社又は第三項ただし書の認可を受けることなく猶予期限日後も長期信用銀行を子会社とする持株会社である会社に対し、長期信用銀行を子会社とする持株会社でなくなるよう、所要の措置を講ずることを命ずることができる。

第十六条の二の前の見出しを削り、同条を第十六条の二の四とし、同条の前に見出しとして「（長期信用銀行持株会社に係る認可等）」を付する。

第十六条の次に次の三条を加える。

(長期信用銀行等の株式所有に係る届出書の提出)

第十六条の二 一の長期信用銀行の発行済株式の総数の百分の五を超える数の株式又は一の長期信用銀行持株会社(第十六条の四第一項に規定する長期信用銀行持株会社をいう。以下この条及び次条において同じ。)の発行済株式の総数の百分の五を超える数の株式の所有者(他人(仮設人を含む。))の名義をもつて所有する者を含む。以下同じ。)(国、地方公共団体その他これらに準ずるものとして政令で定める法人(次条において「国等」という。)を除く。以下「長期信用銀行株式大量所有者」という。)は、内閣府令で定めるところにより、長期信用銀行株式大量所有者となつた日から五日(日曜日その他政令で定める休日の日数は、算入しない。)以内(所有する株式の数に増加がない場合その他の内閣府令で定める場合にあつては、内閣府令で定める日以内)に、次に掲げる事項を記載した届出書を内閣総理大臣に提出しなければならない。

一 株式所有割合(長期信用銀行株式大量所有者の所有する当該長期信用銀行株式大量所有者がその発行済株式の総数の百分の五を超える数の株式の所有者である長期信用銀行又は長期信用銀行持株会社の株式の数を、当該長期信用銀行又は当該長期信用銀行持株会社の発行済株式の総数で除して得た割

合をいう。)に関する事項、取得資金に関する事項、所有の目的その他の長期信用銀行又は長期信用銀行持株会社の株式の所有に関する重要な事項として内閣府令で定める事項

二 商号、名称又は氏名及び住所

三 法人である場合においては、その資本金額(出資総額を含む。)及びその代表者の氏名

四 事業を行つているときは、営業所の名称及び所在地並びにその事業の種類

2 第十三条の二第三項の規定は、前項の場合において長期信用銀行株式大量所有者が所有する株式について準用する。

(長期信用銀行主要株主に係る認可等)

第十六条の二の二 次に掲げる取引若しくは行為により一の長期信用銀行の主要株主基準値(銀行法第二条第九項(定義等)に規定する主要株主基準値をいう。以下同じ。)以上の数の株式の所有者になろうとする者又は長期信用銀行の主要株主基準値以上の数の株式の所有者である会社その他の法人の設立をしようとする者(国等並びに第十六条の二の四第一項に規定する持株会社になろうとする会社、同項に規定する者及び長期信用銀行を子会社としようとする長期信用銀行持株会社を除く。)は、あらかじめ

め、内閣総理大臣の認可を受けなければならない。

一 当該株式の所有者になろうとする者による長期信用銀行の株式の取得（担保権の実行その他の内閣府令で定める事由によるものを除く。）

二 当該株式の所有者になろうとする者がその主要株主基準値以上の数の株式を所有している会社による第四条第一項の免許の取得

三 その他政令で定める取引又は行為

2 前項各号に掲げる取引又は行為以外の事由により一の長期信用銀行の主要株主基準値以上の数の株式の所有者になつた者（国等並びに長期信用銀行持株会社及び第十六条の二の四第二項に規定する特定持株会社を除く。以下この条及び第二十七条において「特定主要株主」という。）は、当該事由の生じた日の属する当該長期信用銀行の営業年度の終了の日から一年を経過する日（以下この項及び第四項において「猶予期限日」という。）までに長期信用銀行の主要株主基準値以上の数の株式の所有者でなくなるよう、所要の措置を講じなければならない。ただし、当該特定主要株主が、猶予期限日後も引き続き長期信用銀行の主要株主基準値以上の数の株式の所有者であることについて内閣総理大臣の認可を受け

た場合は、この限りでない。

3 特定主要株主は、前項の規定による措置により長期信用銀行の主要株主基準値以上の数の株式の所有者でなくなつたときは、遅滞なく、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならぬ。当該措置によることなく長期信用銀行の主要株主基準値以上の数の株式の所有者でなくなつたときも、同様とする。

4 内閣総理大臣は、第一項の認可を受けずに同項各号に掲げる取引若しくは行為により長期信用銀行の主要株主基準値以上の数の株式の所有者になつた者若しくは長期信用銀行の主要株主基準値以上の数の株式の所有者として設立された会社その他の法人又は第二項ただし書の認可を受けることなく猶予期限日後も長期信用銀行の主要株主基準値以上の数の株式の所有者である者に対し、当該長期信用銀行の主要株主基準値以上の数の株式の所有者でなくなるよう、所要の措置を講ずることを命ずることができる。

5 第十三条の二第三項の規定は、前各項の場合において長期信用銀行主要株主（長期信用銀行の主要株主基準値以上の数の株式の所有者であつて、第一項の認可を受けて設立され、又は同項若しくは第二項ただし書の認可を受けているものをいう。以下同じ。）及び特定主要株主が所有する株式について準用

する。

第十六条の二の三 内閣総理大臣は、前条第一項又は第二項ただし書の認可の申請があつたときは、次に掲げる基準に適合するかどうかを審査しなければならない。

一 当該認可の申請をした者（以下この条において「申請者」という。）が会社その他の法人である場合又は当該認可を受けて会社その他の法人が設立される場合にあつては、次に掲げる基準に適合すること。

イ 取得資金に関する事項、所有の目的その他の当該申請者又は当該認可を受けて設立される会社その他の法人（以下この号において「法人申請者等」という。）による長期信用銀行の主要株主基準値以上の数の株式の所有に関する事項に照らして、当該法人申請者等がその主要株主基準値以上の数の株式の所有者であり、又はその主要株主基準値以上の数の株式の所有者となる長期信用銀行の業務の健全かつ適切な運営を損なうおそれがないこと。

ロ 法人申請者等及びその子会社（子会社となる会社を含む。）の財産及び収支の状況に照らして、当該法人申請者等がその主要株主基準値以上の数の株式の所有者であり、又はその主要株主基準値

以上の数の株式の所有者となる長期信用銀行の業務の健全かつ適切な運営を損なうおそれがないこと。

ハ 法人申請者等が、その人的構成等に照らして、長期信用銀行の業務の公共性に関し十分な理解を有し、かつ、十分な社会的信用を有する者であること。

二 前号に掲げる場合以外の場合にあつては、次に掲げる基準に適合すること。

イ 取得資金に関する事項、所有の目的その他の当該申請者による長期信用銀行の主要株主基準値以上の数の株式の所有に関する事項に照らして、当該申請者がその主要株主基準値以上の数の株式の所有者であり、又はその主要株主基準値以上の数の株式の所有者となる長期信用銀行の業務の健全かつ適切な運営を損なうおそれがないこと。

ロ 当該申請者の財産の状況（当該申請者が事業を行う者である場合においては、収支の状況を含む。）に照らして、当該申請者がその主要株主基準値以上の数の株式の所有者であり、又はその主要株主基準値以上の数の株式の所有者となる長期信用銀行の業務の健全かつ適切な運営を損なうおそれがないこと。

ハ 当該申請者が、長期信用銀行の業務の公共性に関し十分な理解を有し、かつ、十分な社会的信用を有する者であること。

第十六条の四第一項中「第十六条の二第二項」を「第十六条の二の四第一項」に改め、同項第八号中「第五十二条の八第一項」を「第五十二条の二十四第一項」に改め、同条第三項中「第五十二条の第十九第一項」を「第五十二条の三十五第一項」に改める。

第十七条中「第一条から第四条まで（目的、定義等、営業の免許）」を「第一条から第三条まで（目的、定義等）、第四条（営業の免許）」に、「第五十二条の二、第五十二条の三第一項（銀行持株会社に係る認可等）、第五十二条の七（銀行持株会社の子会社の範囲等）」を「第五十二条の二（銀行等の株式所有に係る届出書の提出）、第五十二条の九、第五十二条の十（銀行主要株主に係る認可等）、第五十二条の十七、第五十二条の十八第一項（銀行持株会社に係る認可等）、第五十二条の二十三（銀行持株会社の子会社の範囲等）」に改め、「長期信用銀行について」の下に「銀行株式大量所有者に係るものにあつては長期信用銀行株式大量所有者について、銀行主要株主に係るものにあつては長期信用銀行主要株主について、銀行の主要株主基準値以上の数の株式の所有者に係るものにあつては長期信用銀行の主要

株主基準値以上の数の株式の所有者について」を加える。

第二十条第一項中「又は長期信用銀行持株会社（第十六条の二第一項）を」、長期信用銀行主要株主（第十六条の二の二第一項の認可のうち設立に係るものを受けた者を含む。）又は長期信用銀行持株会社（第十六条の二の四第一項）に改め、同条第二項中「前項」を「第一項」に、「第十六条の二第一項」を「第十六条の二の四第一項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 前項に規定するもののほか、第十六条の二の二第一項又は第二項ただし書の認可（以下この項において「主要株主認可」という。）については、当該主要株主認可に係る長期信用銀行主要株主が長期信用銀行の主要株主基準値以上の数の株式の所有者でなくなつたとき又は当該主要株主認可に係る長期信用銀行を子会社とすることについて第十六条の二の四第一項若しくは第三項ただし書若しくは第十六条の四第三項若しくは第四項ただし書の認可を受けたときは、当該主要株主認可は、効力を失う。

第二十三条の二中「次の各号に掲げる」を「次に掲げる」に改め、同条第一号中「第十六条の二第一項」を「第十六条の二の四第一項」に改め、同条第二号中「第十六条の二第三項」を「第十六条の二の四第三項」に改め、同条第三号中「第十七条」を「第十六条の二の四第五項の規定による命令に違反して長

期信用銀行を子会社とする持株会社であつたとき又は第十七条に、「第五十二条の十八第二項」を「第五十二条の三十四第二項」に改める。

第二十四条中「第五十二条の十八第一項若しくは第三項」を「第五十二条の三十四第一項若しくは第四項」に改める。

第二十五条中「各号の一」を「各号のいずれか」に改め、同条第二号中「第十六条の二第一項」を「第十六条の二の四第一項」に改め、同条第三号中「第五十二条の十一」を「第五十二条の二十七」に改め、同条第三号の二中「第五十二条の十二」を「第五十二条の二十八」に改め、同条第三号の三中「第五十二条の十三第一項」を「第五十二条の二十九第一項」に改め、同条第四号中「若しくは第五十二条の十五第一項」を「第五十二条の七、第五十二条の十一若しくは第五十二条の三十一第一項」に改め、同条第五号中「若しくは第五十二条の十六第一項」を「第五十二条の八第一項、第五十二条の十二第一項若しくは第五十二条の三十二第一項」に改め、同条第八号中「第五十二条の十八第一項」を「第五十二条の三十四第一項」に改める。

第二十七条中「各号の一」を「各号のいずれか」に改め、「」若しくは清算人」の下に「、長期信用銀

行株式大量所有者（長期信用銀行株式大量所有者が長期信用銀行株式大量所有者でなくなつた場合における当該長期信用銀行株式大量所有者であつた者を含み、長期信用銀行株式大量所有者が法人（銀行法第三条の二第一項第一号（定義等）に掲げる法人でない団体を含む。第四号の二を除き、以下この条において同じ。）であるときは、その取締役、監査役、代表者、管理人、支配人、業務を執行する社員又は清算人）、長期信用銀行主要株主（長期信用銀行主要株主が長期信用銀行主要株主でなくなつた場合における当該長期信用銀行主要株主であつた者を含み、長期信用銀行主要株主が法人であるときは、その取締役、監査役、代表者、管理人、支配人、業務を執行する社員又は清算人）、特定主要株主（特定主要株主が長期信用銀行の主要株主基準値以上の数の株式の所有者でなくなつた場合における当該特定主要株主であつた者を含み、特定主要株主が法人であるときは、その取締役、監査役、代表者、管理人、支配人、業務を執行する社員又は清算人）」を加え、同条第一号中「第五十二条の五第一項」を「第五十二条の二十一第一項」に改め、同条第二号中「銀行法」の下に「第八条第一項、」を加え、「第五十三条第一項若しくは第三項」を「第五十三条第一項から第三項まで」に改め、同条第三号中「第五十二条の八第一項」を「第五十二条の二十四第一項」に改め、同条第四号の次に次の三号を加える。

四の二 第十六条の二の二第一項の規定による内閣総理大臣の認可を受けないで、同項各号に掲げる取引若しくは行為により長期信用銀行の主要株主基準値以上の数の株式の所有者になつたとき又は長期信用銀行の主要株主基準値以上の数の株式の所有者である会社その他の法人を設立したとき。

四の三 第十六条の二の二第二項の規定に違反して同項に規定する猶予期限日を超えて長期信用銀行の主要株主基準値以上の数の株式の所有者であつたとき。

四の四 第十六条の二の二第四項の規定による命令に違反して長期信用銀行の主要株主基準値以上の数の株式の所有者であつたとき又は銀行法第五十二条の十五第二項の規定に違反して同項に規定する内閣総理大臣が指定する期間を超えて長期信用銀行の主要株主基準値以上の数の株式の所有者であつたとき。

第二十七条第五号を次のように改める。

五 第十六条の二第一項、第十六条の二の二第三項若しくは第十六条の二の四第二項若しくは第四項の規定若しくは銀行法第五十二条の三第一項、第三項若しくは第四項、第五十二条の四第一項若しくは第二項、第五十二条の五若しくは第五十二条の六の規定による提出若しくは届出をせず、又は虚偽の

提出若しくは届出をしたとき。

第二十七条第七号中「を含む。」若しくは「を含む。）、第十六条の二の二第一項若しくは第二項ただし書若しくは「に、「第八条」を「第八条第二項」に、「第五十二条の十九第一項」を「第五十二条の三十五第一項」に改め、同条第八号中「第八条」を「第八条第二項」に改め、同条第九号中「第五十二条の四第一項」を「第五十二条の十九第一項」に改め、同条第十号中「第五十二条の八第一項」を「第五十二条の二十四第一項」に改め、同条第十一号中「第五十二条の八第三項」を「第五十二条の二十四第三項」に改め、同条第十三号中「若しくは第五十二条の十七第一項の」を「第五十二条の十四第一項若しくは第五十二条の三十三第一項の」に、「若しくは第五十二条の十七第一項若しくは第三項」を「第五十二条の十三、第五十二条の十四、第五十二条の十五第一項若しくは第五十二条の三十三第一項若しくは第三項」に改める。

(保険業法の一部改正)

第三条 保険業法(平成七年法律第百五号)の一部を次のように改正する。

目次中「(第一条・第二条)」を「(第一条―第二条の二)」に、「第八条」を「第八条の二」に、

「第十章の二 株主

第一節 通則（第二

第二節 保険主要株

第一款 通則（第

第二款 監督（第

第三款 雑則（第

を
第三節 保険持株会

第一款 通則（第

第二款 業務及び

第三款 經理（第

第四款 監督（第

第五款 雑則（第

第四節 雑則（第二

「第十章の二 保険持株会社

第一節 通則（第二百七十一条の三・第二百七十一条の四）

第二節 業務及び子会社（第二百七十一条の五・第二百七十一条の六）

第三節 經理（第二百七十一条の七―第二百七十一条の十）

第四節 監督（第二百七十一条の十一―第二百七十一条の十四）

第五節 雑則（第二百七十一条の十五―第二百七十一条の十八）

百七十一条の三―第二百七十一条の九)

主に係る特例

二百七十一条の十・第二百七十一条の十一)

二百七十一条の十二―第二百七十一条の十六)

二百七十一条の十七)

社に係る特例

に改める。

二百七十一条の十八―第二百七十一条の二十)

子会社(第二百七十一条の二十一・第二百七十一条の二十二)

二百七十一条の二十三―第二百七十一条の二十六)

二百七十一条の二十七―第二百七十一条の三十)

二百七十一条の三十一)

百七十一条の三十二・第二百七十一条の三十三)

第二条第十一項から第十五項までを次のように改める。

- 11 この法律において「発行済株式の総数等」とは、会社の発行済株式（議決権のあるものに限る。以下この条、次条、第二百二十七条及び第二編第十章の二において同じ。）の総数又は出資の総額をいい、「株式等」とは、株式（議決権のあるものに限る。以下この条、次条、第二百二十七条、第二編第十章の二及び第三百三十三条において同じ。）又は持分をいう。

- 12 この法律において「子会社」とは、会社がその発行済株式の総数等の百分の五十を超える数又は額の株式等を所有する他の会社をいう。この場合において、会社及びその一若しくは二以上の子会社又は当該会社の一若しくは二以上の子会社がその発行済株式の総数等の百分の五十を超える数又は額の株式等を所有する他の会社は、当該会社の子会社とみなす。

- 13 この法律において「主要株主基準値」とは、発行済株式の総数の百分の二十（会社の財務及び営業又は事業の方針の決定に対して重要な影響を与えることが推測される事実が存在するものとして内閣府令で定める要件に該当する者が当該会社の株式の所有者である場合にあつては、百分の十五）をいう。

- 14 この法律において「保険主要株主」とは、保険会社の主要株主基準値以上の数の株式の所有者（他人

(仮設人を含む。)の名義をもって所有する者を含む。以下同じ。)であって、第二百七十一条の十第一項の認可を受けて設立され、又は同項若しくは同条第二項ただし書の認可を受けているものをいう。

15 第十二項又は前項の場合において、会社又は株式の所有者が所有する株式等には、金銭又は有価証券の信託に係る信託財産として所有する株式等(委託者又は受益者が、議決権を行使し、又は議決権の行使について当該会社若しくは当該株式の所有者に指図を行うことができるものに限る。)その他内閣府令で定める株式等を含まないものとし、信託財産である株式等で、当該会社又は当該株式の所有者が委託者若しくは受益者として議決権を行使し、又は議決権の行使について指図を行うことができるもの(内閣府令で定める株式等を除く。)を含むものとする。

第二条第十六項中「であって、第二百七十一条の三第一項」を「(私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和二十二年法律第五十四号)第九条第三項(持株会社)に規定する持株会社をいう。以下同じ。)」であって、第二百七十一条の十八第一項」に改め、第一編中同条の次に次の一条を加える。

第二条の二 次の各号に掲げる者は、それぞれ当該各号に定める数の保険会社の株式の所有者とみなして、第二編第十章の二第一節及び第二節並びに第十一章、第四編並びに第五編の規定を適用する。

- 一 法人でない団体（法人に準ずるものとして内閣府令で定めるものに限る。） 当該法人でない団体の名義をもって所有される保険会社の株式の数
- 二 内閣府令で定めるところにより連結してその計算書類その他の書類を作成するものとされる会社（次号において「連結基準対象会社」という。）であつて、その連結する会社その他の法人（前号に掲げる法人でない団体を含む。以下この項において「会社等」という。）のうち、に保険会社を含むものうち、他の会社の計算書類その他の書類に連結される会社以外の会社 当該会社の当該保険会社に対する実質的な影響力を表すものとして内閣府令で定めるところにより計算される数
- 三 連結基準対象会社以外の会社等（保険会社の株式の所有者である会社等に限り、前号に掲げる会社の計算書類その他の書類に連結されるものを除く。）が会社等集団（当該会社等及び当該会社等が他の会社等に係る議決権の過半数を所有していることその他の当該会社等と密接な関係を有する会社等として内閣府令で定める会社等の集団をいう。以下この項において同じ。）に属し、かつ、当該会社等集団が当該会社等集団に属する全部の会社等の所有する一の保険会社の株式の数を合算した数（以下この号及び次号において「会社等集団所有株式数」という。）が当該保険会社の主要株主基準値以

上の数である会社等集団（以下この号及び次号において「特定会社等集団」という。）である場合において、当該特定会社等集団に属する会社等のうち、その会社等に係る議決権の過半数の所有者である会社等がない会社等 当該特定会社等集団に係る会社等集団所有株式数

四 特定会社等集団に属する会社等のうちに前号に掲げる会社等がない場合において、当該特定会社等集団に属する会社等のうちその貸借対照表上の資産の額が最も多い会社等 当該特定会社等集団に係る会社等集団所有株式数

五 保険会社の株式の所有者である会社等（第二号から前号までに掲げる者を含む。以下この号において同じ。）に係る議決権の過半数の所有者である個人のうち、当該個人がその議決権の過半数の所有者である会社等がそれぞれ所有する一の保険会社の株式の数（当該会社等が前各号に掲げる者であるときは、それぞれ当該各号に定める数）を合算した数（当該個人が当該保険会社の株式の所有者である場合にあつては、当該合算した数に当該個人が所有する当該保険会社の株式の数を加算した数。以下この号において「合算株式数」という。）が当該保険会社の発行済株式の総数の百分の二十以上の数である者 当該個人に係る合算株式数

六 保険会社の株式の所有者（前各号に掲げる者を含む。以下この号において同じ。）のうち、その所有する当該保険会社の株式の数（当該株式の所有者が前各号に掲げる者であるときは、それぞれ当該各号に定める数）とその共同所有者（保険会社の株式の所有者が、当該保険会社の株式の他の所有者（前各号に掲げる者を含む。）と共同して当該株式を取得し、若しくは譲渡し、又は当該保険会社の株主としての議決権その他の権利を行使することを合意している場合における当該他の所有者（当該株式の所有者が第二号に掲げる会社である場合においては当該会社の計算書類その他の書類に連結される会社等を、当該株式の所有者が第三号又は第四号に掲げる会社等である場合においては当該会社等が属する会社等集団に属する当該会社等以外の会社等を、当該株式の所有者が前号に掲げる個人である場合においては当該個人がその議決権の過半数の所有者である会社等を除き、当該株式の所有者と政令で定める特別な関係を有する者を含む。）をいう。）の所有する当該保険会社の株式の数（当該共同所有者が前各号に掲げる者であるときは、それぞれ当該各号に定める数）を合算した数（以下この号において「共同所有株式数」という。）が当該保険会社の発行済株式の総数の百分の二十以上の数である者 共同所有株式数

七 前各号に掲げる者に準ずる者として内閣府令で定める者 保険会社に対する実質的な影響力を表すものとして内閣府令で定めるところにより計算される数

2 前条第十五項の規定は、前項各号の場合において同項各号に掲げる者が所有するものとみなされる株式及び株式又は議決権の所有者が所有する株式又は議決権について準用する。

第二編第一章中第八条の次に次の一条を加える。

(取締役の適格性)

第八条の二 保険会社の常務に従事する取締役は、保険会社の経営管理を的確、公正かつ効率的に遂行することができる知識及び経験を有し、かつ、十分な社会的信用を有する者でなければならない。

第八十六条第五項を次のように改める。

5 相互会社は、組織変更計画書において、次に掲げる事項（第九十二条の七各号又は第九十二条の九第一項各号に掲げる事項を記載するときは、第四号及び第五号に掲げる事項を除く。）を記載しなければならない。

一 組織変更後の株式会社の資本の額

- 二 組織変更後に発行する株式の総数及び額面株式を発行するときは、一株の金額
 - 三 社員に対する割当てにより発行する株式の総数及び額面又は無額面の別並びに発行価額
 - 四 社員に対する株式の割当てに関する事項
 - 五 社員に対する株式の割当てにより生ずる一株に満たない端数に係る部分につき新たに発行する株式の売却の方法その他売却に関し内閣府令で定める事項
 - 六 組織変更後における保険契約者の権利に関する事項
 - 七 組織変更剰余金額に関する事項
 - 八 組織変更をする時期その他内閣府令で定める事項
- 第百条の三中「当該保険会社の子会社」の下に「、当該保険会社の保険主要株主」を加える。
- 第百六条第一項第九号を次のように改める。
- 九 次に掲げる業務を専ら営む会社（イに掲げる業務を営む会社にあつては主として当該保険会社又はその子会社の営む業務のためにその業務を営んでいる会社に限るものとし、ロに掲げる業務を営む会社にあつては、その会社が銀行専門関連業務を営む会社（証券専門関連業務を営むものを除く。）で

ある場合には、当該会社の株式等を当該保険会社の銀行子会社等が合算して、当該保険会社又はその子会社（銀行子会社等を除く。）が合算して所有する当該会社の株式等の数又は額を超えて所有しているもの、その会社が証券専門関連業務を営む会社（銀行専門関連業務を営むものを除く。）である場合には、当該会社の株式等を当該保険会社の証券子会社等が合算して、当該保険会社又はその子会社（証券子会社等を除く。）が合算して所有する当該会社の株式等の数又は額を超えて所有しているもの、その会社が銀行専門関連業務及び証券専門関連業務のいずれをも営む会社である場合には、当該会社の株式等を当該保険会社の銀行子会社等が合算して、当該保険会社又はその子会社（銀行子会社等及び証券子会社等を除く。）が合算して所有する当該会社の株式等の数又は額を超えて所有し、かつ、当該保険会社の証券子会社等が合算して、当該保険会社又はその子会社（銀行子会社等及び証券子会社等を除く。）が合算して所有する当該会社の株式等の数又は額を超えて所有しているもの、それぞれ限るものとする。）

イ 従属業務

ロ 金融関連業務